

札幌市行政評価委員会 外部評価ヒアリング

評価対象

- ・ 施策 1－2 地域に密着した保健福祉サービスを提供する
環境づくり：14事業
- ・ 施策 9－10 都市基盤の維持・保全と防災力の強化：5事業

会 議 録

日 時：平成29年7月24日（月）午前9時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階第1常任委員会会議室

１．開　　会

○石井委員長　それでは、これより札幌市行政評価委員会の外部評価ヒアリングを始めさせていただきます。

本日は、評価対象事業を所管する部局の皆さん方においでいただいております。

私は、委員長の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは、一応、全員出席の予定ですが、上岡委員がまだおいでになっておりませんが、時間になりましたので、始めさせていただきますと思います。

最初に、本日の流れと配付資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

○推進担当係長　事務局の丸山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、配付資料ですが、資料１として事前にいただいた質問及び回答の一覧、資料２として市民参加ワークショップの進め方についての資料をお配りしております。

本日のヒアリングの流れですが、前半と後半に分けまして、前半で施策１－２関連を７０分程度行い、部局の入れかえを行った後、後半で施策９－１０関連を５０分程度行いたいと考えております。

なお、都市局住宅課については、両方の施策に関連する事業を所管しておりますので、後半に出席していただきます。

資料１のナンバー３２までを前半で、ナンバー３３からを後半で行います。

事務局からは以上でございます。

○石井委員長　それでは、議事に入る前に、本日の進行方法についてご説明いたします。

まず、各事業ごとに、事業の概要を所管の皆様から１分程度で説明していただきたいと思います。また、事前質問に対する回答で補足すべきこと等がありましたら、あわせてご説明ください。

次に、各委員から事前質問の回答に対する再質問、あるいは、各事業・施策に係る新たな質問をさせていただきたいと思います。

委員の皆様が質問をする際には、事前質問の回答に関するものについては対象となる番号を、それ以外については新しい質問であることを明確にして質問していただければと思います。

それでは、事務局のほうで進行をお願いいたします。

２．議　　事

○推進担当係長　初めに、事務局から補足を１点させていただきます。

委員の皆様からいただいた質問の中に、自己評価のＡ、Ｂ、Ｃの判定についてございました。もともと事業評価調書については、１１月ごろを締め切りとして各部局に記載していただくこととしておりました。今回、対象事業について、事業概要、指標及び予算については作成を依頼したのですが、Ａ、Ｂ、Ｃの判定については依頼事項に入れておりませんでした。そのため、何も入力していないものについては、システム上の初期設定として

Aとなっております。Aとなっている部分を消してお渡しすべきところを、そのまま送付してしまいました。大変申しわけございません。

それでは、質問1から4関連、地域支え合い有償ボランティア補助事業について、保健福祉局総務課から説明をお願いいたします。

○保健福祉局総務部 保健福祉局総務課の小関でございます。

それでは、地域支え合い有償ボランティア補助事業の概要について説明いたします。

この事業は、在宅の高齢者や障がい者など、日常生活の支障がある方を対象に、相互扶助の精神に基づき、市民の参加と協力を得て、低廉な料金で各種住宅福祉サービスを提供するものでございます。

具体的には、サービスを必要とする方と支援を行いたい方の双方に会員として登録していただき、札幌市社会福祉協議会のほっ・とプラザがサービスの利用や提供に必要な会員間の調整を行っております。

有償ということで、利用者は不要な気がねや負い目を感じることなく利用することができ、また、有償であるため、適度な利用となり、利用者の自助努力にもつながるものと考えております。

また、協力会員にも活動費の支払いがあることで、責任ある支払いを心がけてもらうことができ、利用者に提供するサービスの質の維持を図ることができるものと考えており、これらのことがこの事業の特徴と考えております。

当課では、この事業を実施している札幌市社会福祉協議会に対しまして、人件費の一部を補助しております。

説明は以上でございます。

○石井委員長 今の説明に関しまして、委員の皆様からご質問はございますか。

○蟹江副委員長 補助率はどの程度ですか。

○保健福祉局総務部 補助の内容といたしましては、正職員2名分645万6,000円と、第2種嘱託職員2名分294万4,250円、そして、事務局調整員という協力員の方、こちらの方にはマッチング等調整をお願いしているのですが、この方々への謝金を3名分補助しております。なお、この謝金につきましては、平成28年度で事務局調整員の配置が終了したため、今年度から補助はしておりません。

○石井委員長 ほかにございませんか。

○吉田委員 これから人材不足の中で、有償ボランティアは非常に戦力になる人たちだと思いますけれども、自分のやっている得意分野がボランティアとどう結びつくのか、なかなかわかっていない人が多いと思うのです。何か積極的な開拓、こういう分野で求めているという広報は開催していますということですが、どんなような働きかけで新しいボランティアを獲得されているのでしょうか。

○保健福祉局総務部 札幌市の社会福祉協議会に、ボランティア活動センターという組織がございまして、ボランティアに対しての研修や講習などを行っております。その際に、

広報、周知やPRを行うとともに、各区の社会福祉協議会での広報や、社会福祉協議会が行っている地域包括支援センター、介護予防センターでも広報を行っております。

私ども札幌市では、広報さっぽろで広報を行っていますが、残念ながら利用が減少傾向にあるため、今年度からまちづくりセンターや区役所など公的な施設でのチラシの配布などを行ってまいりたいと考えております。

○石井委員長 私も1点お伺いします。

質問への回答で、今おっしゃったおり、利用者の減少ですが、そこら辺の主な要因についてどう見ておられるかと、利用会員と協力会員の状況について、今現在どれぐらいおられて、その増減がわかれば教えてください。

○保健福祉局総務部 減っている要因でございますが、サービス付き高齢者住宅の急激な増加がその一因であると考えています。平成23年度には31棟1,000戸程度だったものが、現在では204棟1万戸弱まで増加しております。サービスを受ける方がサ高住に移られたのも一つの要因と考えております。

また、介護保険制度が定着してきたのも要因の一つであると考えております。要支援1、要支援2の方たちが非常に伸びておりまして、保険的な意味合いでとっていらっしゃる方もいると思うのですが、やはり介護保険のサービスに流れていることも考えられ、それも一つの要因ではないかと考えています。

あと、補足的なものですが、有償ボランティアで、除雪サービスを行っておりますが、保健福祉局では福祉除雪という事業を行っておりまして、この事業では経済的に困窮されている方は無料となります。生活に困窮され、福祉除雪を利用される方たちがふえてきているのは確かでございます。

これは要因として明確なものではありませんが、そのようなことも影響しているのではないかと考えております。

それから、利用会員と協力会員の状況は、協力会員が平成24年度は776名、昨年度は604名で、やや落ち込んでおります。利用会員は、こちらも当初は1,700名の利用者が、1,250名と、やはり落ち込んでいる状態でございます。

○石井委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○石井委員長 それでは、次の質問5、質問6に移らせていただきます。

在宅老人福祉事業につきまして、保健福祉局高齢福祉課からご説明をお願いしたいと思います。

○保健福祉局高齢保健福祉部 高齢福祉課の二見と申します。

在宅老人福祉事業ですが、従来、別々の事業であったものを便宜的に一つにまとめたもので、介護保険外の三つの事業が含まれております。

一つ目は、札幌市生活支援型ホームヘルプサービス事業で、日常生活に支障のあるものの、要介護認定により介護保険サービスを利用できないとされた方を対象にホームヘルパ

一を派遣するものです。

二つ目は、札幌市高齢者理美容サービス事業で、在宅寝たきりの65歳以上の方に対し、理容師、美容師が自宅を訪問して理美容サービスを行うものです。

三つ目は、札幌市高齢者福祉電話貸与事業で、要支援、要介護状態にある低所得者のひとり暮らしの高齢者に対し、安否確認等のために電話回線等を貸与するものです。

なお、1番目の生活支援型ホームヘルプサービス事業と3番目の高齢者福祉電話貸与事業につきましては、新規の募集者を停止しておりますけれども、既存利用者には生活環境の激変を防ぐためにサービスを継続しております。

説明は以上でございます。

○石井委員長 委員の皆様からご質問はございませんか。

新規募集をやめているということでもございました。したがって、対象者は年々減っているような感じになるのでしょうか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 まず、福祉電話ですが、ピーク時は300名程度の利用者がいらっしゃいましたが、現在は24名程度で、ここ5年ぐらいは毎年10名程度減ってきております。

○保健福祉局高齢保健福祉部 生活支援型ホームヘルプ事業でございますけれども、まず、現在の利用者は1名でございます。この方は、ホームヘルプさえあれば生活していけるという方ですから、要介護認定を受けていただくのもご負担ということも配慮いたしまして、事業を継続しています。

それ以外の方については、行政評価の指摘を受けて募集を停止したと書いておりますけれども、そのときにはもう介護保険制度で必要な方にはしっかりサービスが行き届いているという認識だったと理解しております。

○石井委員長 ほかにはございますでしょうか。

○蟹江副委員長 今言ったように利用者がどんどん減っているということは、行く行くはこういうサービスは要らなくなっていくという認識でよろしいでしょうか。例えば、民間でそれを代替しているのか、その辺はいかがでしょうか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 他のサービスで代替できるという判断かと思います。

○石井委員長 では、質問5、質問6につきましてはよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○推進担当係長 続きまして、質問ナンバー7から質問ナンバー11、介護の人材関係について、介護保険課からお願いいたします。

○保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険課の田代です。

事業名で行きますと介護人材確保促進事業、介護人材定着化事業の2点について、あわせて説明させていただきます。

介護人材につきましては、求人を出しても応募が少ないなどの理由から、希望する人員を確保できないという事業者が多い状況となっております。昨年度の介護事業者向けの

実態調査におきましても、計画どおりに採用できているという回答が38%という状況となっております。

また、国の推計では、2025年には、北海道において、2万人の介護職員の人材不足が見込まれるという状況となっております。

適切な介護保険サービス事業の運営を図っていく観点からは、より一層、事業者自身が人材確保を高めていくこと、それから、事業者が職員の資質向上を図り、労働環境または処遇改善により、介護職員の離職防止に取り組んでいくことが必要と考えておきまして、そのための支援として事業者向けのセミナー、あるいは、職員向けの研修等を実施しております。

説明については以上でございます。

○石井委員長 委員の皆様からご質問があればお願いします。

○吉田委員 介護人材の不足と離職率に関しては、多分、今、物すごく大きな課題だと思うのです。セミナーをやっているということですが、そもそもセミナーの内容自体で何か工夫したり、変化させたりしているのかが1点です。

それから、結果についてアンケート調査を実施しているとナンバー10に書いているのですが、そのアンケート調査を実施した結果は成果が出ていると見受けられるのかどうか、この2点について教えていただけますか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 まず、セミナーの内容につきまして、工夫、改善ですが、セミナーの目的自体が先ほど申しました事業者が主体的に人材確保に努めていくという観点から、まず、大きく2項目に分けて実施しております。まず1点目は、事業者自身が自分たちの仕事の内容や労働条件、あるいは、会社の特徴等を再認識してもらって、自分たちがアピールポイントを希望される方々にしっかり伝えることを目的としております。

もう一点は、さらに自分たちで学んだことをプレゼンテーションで高めて、それを求職者にしっかり伝えていくことを目的として、2点において実施しております。

その効果についてですが、事前の質問票の回答の中で、そのセミナーに参加した方からの回答ということで、約9割以上の方がセミナーを受講して、参考になった、あるいは、今後の求人に向けていろいろとノウハウが身についたという回答をいただいております。実際に昨年度においても、求人の中で一番対象となるハローワークを使った求人が多いのですが、その際の求人票の記載が求人に向けてのPRになるということで、ここについては非常に参考になったという意見を多くいただいております。

○吉田委員 採用に結びついたかどうかという結果についてはいかがですか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 採用に結びついた数字については、正確にはもらっておりません。ただ、先ほどの計画どおりに採用できているという部分では、全体的な数字では38%ということでしたけれども、このセミナーを受講した事業者につきましては、65.3%ということで、かなり高い数字となっております。

○石井委員長 今のご回答にも関連するのですが、全体の介護系サービスの調査で

すが、ちゃんと常勤採用できているのが３８％で、セミナーに参加している事業者が６５．３％というのは、逆に、参加していないところが問題だということになるわけです。これは、参加している人は現状はどれぐらいで、参加していない方に対する対策についてどうお考えになっているのか、どうなのでしょう。普通にこの数字を見たら、明らかに来ている人はある種カバーする必要があるというふうに私は思ってしまうのですけれども、どうでしょうか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 実際には、前年度に参加した事業者については、翌年度はお断りしている状況です。ですから、セミナー等に参加していただいて、ノウハウを身につけていただいて、自力で求人力を高めて言ってもらうことが狙いですから、我々としても効果が出ていると考えております。

○石井委員長 逆に、参加されていないターゲットはどれくらいおられるのでしょうか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 昨年度、実際に対象者の事業者は、二つのセミナーについて合わせたのが４３事業者ということです。全体の事業者数からいったら、かなり低い状況ではございますけれども、そこは地道な活動で継続してやっていく必要があると考えております。

○石井委員長 介護人材確保の問題は、ある種、事業者任せで、事業者が努力すれば埋まるのかというそもそもの議論があると思うのです。そこら辺に関して、むしろこういう事業は重要性を持っていると思うのですけれども、もっと踏み込まなければいけないというような議論や、政策の議論は余りないのでしょうか、あるのでしょうか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 非常に難しいというか、重たい課題でして、有効策を内部でもいろいろと検討していますし、ほかの政令市等の状況も情報収集しているのですけれども、なかなか決定的な決め手になるものがない状況です。そういった中でも、継続して事業者自身の実力をつけていただくという形の支援が必要かと考えております。

○石井委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○推進担当係長 続きまして、質問ナンバー１２から質問ナンバー２５、介護保険関係につきまして、介護保険課からお願いいたします。

○保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険課の關でございます。よろしくお願いいたします。

質問項目で言いますと、ナンバー１２からナンバー２５をご説明させていただきます。

事業の背景としましては、札幌市の高齢化率が上昇しており、特に後期高齢者の伸びが大きく、急速な高齢化が見込まれることがあります。

また、介護保険の認定者数や給付費も増加し続けていることがあるため、このままだと介護保険料も上昇し続けることになる状況があります。

こうした社会保障の状況を少しでも緩やかにするため、平成２７年度の介護保険法の改正で、地域包括ケアの推進策として、このナンバー１２からナンバー２５の介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策と医療・介護連携や生活支援体制整備事業による地域の

支え合い体制づくりなどが市町村の必須事業として位置づけられております。

これらは法律に定められた必須事項ですから、札幌市としても着々と実施していく必要がありますが、実施に当たりましては、行政だけが主導で実施するのではなくて、医療機関や介護事業所のなどの専門機関、または、民間企業や市民など、それぞれできることを引き出して地域全体で高齢者を支えていく体制を作っていきたいと考えているところでございます。

それぞれの事業につきましては、単独で実施するのではなくて、関連するものであると考えておりまして、地域ケア会議や生活支援コーディネーターによる地域の現状やニーズの把握が原点となりまして、あとは、今後を見据えて生活支援体制整備事業や介護予防・日常生活支援総合事業によって、元気な高齢者をふやして専門職による介護保険のサービスだけではなく、ちょっとした生活支援を地域で担えるような支え合いの体制づくりを進めたいと考えているところでございます。

また、高齢化の進展に伴って、認知症の方もふえる予想で、札幌市では2025年には65歳以上の7人に1人が認知症となる可能性があるかと推計されております。重篤化をしたり、生活状況が悪化すると、すぐに入院や施設入所が必要になってまいりますので、早期に適切な支援につながるような認知症コールセンターや、認知症初期集中支援推進事業などの事業を進めているところであります。

あわせまして、専門職の認知症への対応力を高めるための研修会や、認知症サポーター養成講座などで、市民や民間企業の認知症への理解を深め、認知症の方とご家族が地域で孤立をしないことと、できるだけ長く生活できるような体制づくりに取り組んでいるところでございます。

ご説明は以上です。

○石井委員長 委員の皆さんからございますか。

○吉田委員 認知症サポーター養成講座についてお聞きしたいのですけれども、これが認定された後は、継続的なフォローアップや、スキルアップのセミナーを継続的に受けるような仕組みになっているのでしょうか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 認知症サポーター自体が受講した後の活動は特に決まったものがなくて、まず、認知症のことを理解していただいて、そっと見守ることも活動の中に入っています。直接何か支援をするということだけではなく、ご近所にいる方に声をかけるとか、ちょっと変わった行動をしてもそっと見守るようなことも活動として入っていますので、今のところは特にフォローアップをしておりません。

○吉田委員 では、その方が認知症サポーターかどうかは、地域の人にはなかなかわからないということですか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 受講されるとこのオレンジリングというものが配付されるので、これを手につけておいていただくとサポーターですよというあかしにはなるのです。そういうことを余り大きく表示しないまま、そっと活動するという趣旨です。

○吉田委員 知られていないですよ。

でも、もしかすると、本当にその地域の中で安心感を与えたり、逆に言うと、それをつけていることによって不審に思われないためにも、総合的な広報が必要かもしれませんね。

○保健福祉局高齢保健福祉部 そうですね。

まだ、認知症の方ご本人が、うちのお母さんは認知症なので、ご近所の方お願いしますと言えるまで地域の認識が育っていないと思うので、余り大々的には出していないのです。

○吉田委員 戦略的なものが必要ですね。

○保健福祉局高齢保健福祉部 そうですね。

○蟹江副委員長 今の認知症のサポーター養成講座ですが、ここに参加されている方の属性といいますか、こういった方が参加されているのか、お伺いしてもよろしいですか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 受講の依頼が来るのは、町内会からが多く、年代で言うと比較的中高齢の方が多いです。ただ、私たちとしましては、高齢者がよく立ち寄る企業やスーパー、銀行の方、学校の若い方にサポーター養成講座を実施して、早い年代から認知症への偏見をなくしたいというところがあります。今、学校や企業にアプローチをしているところです。

○蟹江副委員長 反応はどうか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 学校はかなりふえました。地域包括支援センターが学校へのアプローチをして、去年は学校からの依頼がかなりふえたところです。

○石井委員長 実際の認知症対応でいうと、できるだけ在宅で過ごせるだけ過ごしていただく反面、ある程度、施設的なケアなり専門的なケアが必要になる局面が結構あると聞いています。そこら辺の連携というのは、札幌市は割とうまくいっておられるのでしょうか。実際の施設対応は、一般的には大都市ほど難しいという状況を伺っていますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 やはり、受け入れという面でも、医療機関や介護施設を含めて、認知症で激しい症状があると受け入れられないと断られることも実際に起こっております。今、介護保険の施設職員向けの研修なども実施しているところです。対応力の向上研修ということで、介護施設の職員や病院の医師以外の職員も含めて実施しているところです。

○石井委員長 認知症だと、グループホームでの対応みたいなことも積極的にやっておられる社会福祉法人もあると聞いていますけれども、札幌市ではそういうところは幾つか育っておられるのですか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 グループホーム自体の職員は、認知症ケアに関してはかなり習熟していると思います。それ以外の施設でも、認知症の方を受け入れられる方向で今は考えているところです。

○石井委員長 率直なところ、特養はまだ十分ではないですか、難しいということですか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 そこそこの施設の種類のどうかというところまで把握して

いませんけれども、ただ、どこの施設でも受け入れてもらえるような方向で研修などを実施しているところです。

○石井委員長 トータルとしては、お困りになっている、何とかしてほしいという相談件数みたいなものは、全体的に言うとも多少ふえておられるような状況はあるのでしょうか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 やはり、在宅はふえてきています。地域ケア会議の議題でも、徘徊の認知症高齢者の方への相談や、ちょっと困った行動をされる方への対応をどうしようかという議題が多くなっています。なかなか早期に相談につながらないので、ご近所に迷惑をかけるような状況になって、ようやく把握されるという事態も起こっております。そういったところで、今、初期集中支援チームや、早目にかかわれるような施策を進めているところです。

○石井委員長 流れとしては、予防段階から市民に認識を持ってもらって対応していただくことが偏見もなくす意味では一番重要だと思います。そういう施策に力点を置かなければならないというご認識はおありになるのですね。

○保健福祉局高齢保健福祉部 症状の進んだ方ですか。

○石井委員長 むしろ、予防的なところからある程度取り組む必要があるという議論が最近ございますね。

○保健福祉局高齢保健福祉部 認知症の要因としては、やはり生活習慣病とつながるところがありますので、運動のことや食事を含めた生活習慣を整えることは、地域包括支援センターでも重視して取り組んでいるところです。

○石井委員長 ほかにいかがですか。

○吉田委員 さっきおっしゃっていた認知症になったことが周りに言えないというのはすごく大きな課題だろうと思うのです。それは、もっと外に出して助け合えるのですというお知らせ、普及は、今後、何か計画されているのでしょうか。

○保健福祉局高齢保健福祉部 昨年度、交通局の広告を利用して、地下鉄の中と大通駅のホーム柵に、認知症は脳の病気ですよということをPRする広告を出しております。去年は帰省されたご家族の目に触れるようにということで、1月に実施したのですが、ことしは9月に世界アルツハイマーデーという日がありますので、そこにあわせて9月に実施する予定です。

○石井委員長 よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○推進担当係長 続きまして、質問26番から28番の関連で、健康企画課からお願いいたします。

○保健福祉局保健所 保健所の健康推進担当課長の石川と申します。

地域の保健福祉課題に応じた健康なまちづくりの推進事業について説明させていただきます。

この事業は、平成25年度から平成28年度までに実施しました地域保健活動推進事業

の手法を日々の保健師業務の中に取り込み、予防に向けた取り組みを各区で実践していくこととしております。各区で実践した結果をP D C Aサイクルでまとめ、活動評価、改善点などを見える化し、その結果を保健所で取りまとめ、それぞれの取り組みについて情報共有を図るなど、事業全体の評価につなげていきたいと考えております。

目標については、短期目標と長期目標の二つとしております。実践可能な解決策の検討及び取り組み評価を短期目標と設定し、その短期目標で実施した取り組み評価などから見直しなどを行い、個人や地域全体への解決に向けた予防的活動の取り組みを長期目標としております。

例えば、区で実施している特定保健指導の中で、生活習慣の改善に結びつかない場合、集団での取り組みを実践したり、また、長期的にはより改善に向けた取り組みを進めるため、自分の担当地区での生活習慣で特に問題になっていることを分析し、アプローチ世代を選定したり、医療機関と連携した取り組みの実践などを行っております。

この事業を通して、日々の業務において、従来から取り組んできておりますけれども、より効果的に進めていくため、この活動を関係機関、関係団体などと一緒に取り組むことができるよう、活動の見える化を目指し、地域の健康課題に取り組んでいきたいと考えております。

以上になります。

○石井委員長 委員の皆様からご質問あればどうぞ。

○石川委員 質問事項ナンバー２７の最終段落の「また」以下です。

「『見守りを望んでいる高齢者が多く、高齢者の見守りのさらなる充実を図る必要がある』という課題を抱えた地域」とあるのですが、これは具体的にどのように特定して、どういう対応をしているのか。要は、課題がない地域もあるというふうにも捉えられて、ここがどういうアクションでこういう流れになったのですか。

○保健福祉局保健所 これは、地区の中のいろいろな話し合いの中で、高齢化が進みますので、高齢者の見守りを望んでいるのですけれども、実際にどのような活動が行われるかという不安を抱えているといった住民のニーズから、それでは、どうしたらいいのかというところで、福まち独自の災害時避難マップづくりをしていこうということにつながったという結果になります。

○石川委員 どちらかというと、面として地域を特定したというより、そういう声があったので個別に対応したということですか。

○保健福祉局保健所 担当保健師は、地区を持っておりますので、その地区の住民の方々と話し合いの中で得た結果をもとにして取り組みを行ったことになります。

○石井委員長 ほかにはどうですか。

○蟹江副委員長 P D C Aサイクルに基づいて実践をされているということですが、具体的にお話しいただけるものがあれば教えてください。

○保健福祉局保健所 例えば、子ども虐待がありますけれども、若年夫婦に不安を抱えて

いる夫婦が多いということがあれば、どういう実態なのか、きちんと分析した上で、住民の声、他地区などと比較をしながら、それについてどのような取り組みが行えるかを検討します。

例えば、何を実践するかというと、相談を充実させる、具体的な面接方法を考える、医療機関と連携してやっていく、そういったことを踏まえて実践した結果、不安を抱えているお母さんたち、乳幼児健診等でアンケートをとって評価しながら、どうであったか、その結果をもとにしてさらにどういうふうな対応が必要になってくるか、検討していくという流れで行っていると思います。

○石井委員長 直接関係ないのかもしれないですけども、地域の保健福祉課題ということです。特に国保の健診受診率は札幌市もそんなに高くなかった記憶があります。そもそも、健康づくりに対する市民の意識が余り高まらない問題があるかと思います。そういうところに差し戻ったご対応は、特に健診率を上げる対応は結構やられていると思うのですが、どんな取り組みをされて、ある程度成果は出ているのかどうか、もしわかったら教えていただきたいのです。

○保健福祉局保健所 例えば、大きな札幌市レベルではなく、その地域の地区の中で、健康が一番大事だよねということを市民と共有して、では、そのためには何が必要なのかというところで、例えば健診を受けようと地域住民と一緒に考える、健診受診率を高めるためには一人一人受診していくとか、周りの人たち、町内会レベルでどうしていくかという検討を行って、3年ぐらいやった中で、健診の受診率が若干上がってきたという取り組み成果もあります。

○石井委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石井委員長 そうしましたら、次に進めさせていただきます。

○推進担当係長 それでは、ナンバー29からナンバー30番につきまして、医療政策課からお願いいたします。

○保健福祉局保健所 保健所医療政策課の吉津でございます。よろしくお願いいたします。
高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業について説明いたします。

本事業の概要ですが、在宅医療に関する意見交換などを目的とした在宅医療推進会議、在宅医療を担う医療従事者の人材育成、医師をサポートする後方支援体制の整備、医療・介護従事者向けの相談窓口の開設、市民向け普及啓発を柱とした事業を展開しているところです。

この中で、特に力を入れております医師をサポートする後方支援体制の整備についてご説明いたします。

1人の主治医が365日、24時間対応することは負担が重いので、主治医が診療できない場合に副主治医がサポートできる体制を整えております。また、患者の急変時に入院対応できる体制も構築しております。このように在宅医療への参入の敷居を下げることで、

在宅医療を担う医師をふやすことにつなげ、在宅医療提供体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石井委員長 委員の皆さんからご質問がありましたらお願いします。

現実的には、札幌市で在宅医療が、それなりのポジションを持っているところまで対応されているお医者さんの数は多くないと思うのですが、そこら辺はどう見ておられるのか。実際に何人ぐらいおられるのかということも余りよくわからないのだけれども、どの程度在宅で対応できるようになっていると見ておられるのかと、それをどの程度まで高めなければならないと思っておられるのか、どんな感じでしょうか。

変な言い方をすると、札幌市は大都市の中でも比較的入院病床が多いので、黙っていたら在宅になる必然性がない地域だと思うのです。したがって、相当バイアスをかけて政策を取り組まなければ、これはそもそも実現する可能性が非常に低い目標だと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。非常に意地悪な質問だと重々わかっていて質問しています。

○保健福祉局保健所 なかなか悩ましい部分もあるかと思います。

実際に在宅療養の支援病院、もしくは、診療所の届け出数については、平成25年度は163、平成28年度で175とふえていますけれども、大都市の人口比から考えるとそれほど多くないことと、入院病床が多いのは事実です。その中で、在宅を選択するのか、もしくは、入院を選択するのかというところもあるのですが、確かに在宅がいいとシフトしにくい環境があるのは事実かと思っています。

ただ、北海道の地域医療構想の中では、札幌の病床はしばらく大きく減らないと言っていますけれども、その中で回復期のリハビリが必要な方の病床の需要はこれからふえていくだろうということもあるので、在宅の需要が高まっていくのも事実だと思っています。数量的にどうだということころはなかなか把握できない部分もございますけれども、その中で在宅の実例といいますか、実際に行っている方ももちろんいらっしゃるわけですが、今、在宅医療を受けていない市民の方からすると、在宅医療に関するイメージがどうも湧いていないのが課題かと考えています。実際に関係団体に聞いても、具体的なイメージが湧かないのが問題ではないかというところがございますので、講習、もしくは、いろいろなところで周知して、在宅療養ができるような形で進めていきたいと考えております。

それから、病床の状況ですが、札幌は比較的数字があると言えはありますけれども、やはり今後を考えますと患者がふえていくだろうということと、実際の市民の方の意識調査をしますと、最期のときをどこで迎えたいかというところ、意外と病院ではなくて自宅で迎えたいと思っている方が多くいらっしゃるの事実ですから、それを結びつけられるような周知を積極的に行っていきたいというのが市民へのアプローチです。

さらに、実際に医療機関の方にも、在宅医療に興味を持って取り組んでいただきたいというような形で進めているのが現状です。やはり必要だと思うので、何とか頑張りたいのだけれども、確かになかなか目に見えるような形で進んでいないのは事実だというのが

現状かと思えます。

○石井委員長 怒られる言い方をすると、大都市の中でも、都市構造的に、札幌市の郊外は、實際上、在宅医療に適する場所ではないという逆の問題意識を個人的には持っております。私自身は、必ずしも一律に全部やる必要があると思っているわけではないのです。質問はいたしました、そこら辺は、むしろきめ細かく、状況に応じて対応していただく必要があるかなと個人的には思っております。

ほかにはいかがでしょうか。

○上岡委員 先ほどの在宅のイメージがわいていないというところに少し関連するかと思うのですが、ナンバー３０の質問のところにに関して念のための確認です。

在宅の医療を選択された方の同居のご家族の方や主たる介護者の方などについてのご負担、現状の把握はどちらかというと今後の課題であって、現状はそこまで念入りに行っていないという把握でよろしいでしょうか。

○保健福祉局保健所 そうですね。現時点では、これから把握に努めて、今後の課題として捉えたいと考えております。今は、実際の医療従事者の方をふやしていくことと、市民への周知を先に取り組んでおります。

○上岡委員 恐らく、市民への周知の際に、同居のご家族の生の声もあわせて届けられることによって、よりプラスの意味も含めて在宅のイメージを周知しやすくなると思ったものですから、関連してご質問させていただきました。

○保健福祉局保健所 実際にそういった周知や講演会を進める中で、在宅医療を受けた方とかご家族の方の生の話を話していただいて、身近に思ってもらおうという取り組みはこれから進めていきたいと思っております。

○石井委員長 ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○推進担当係長 それでは、続きまして、ナンバー３１からナンバー３２の関係で、南区健康・子ども課からお願いいたします。

○南区保健福祉部 南区健康・子ども課の高田でございます。よろしくお願いします。

南区では、この事業を平成２７年度から実施しております。１０区中最も高齢化率の高い南区にとりまして、非常に重要な事業と考えております。

南区は、人口減少も進行しておりますので、地域づくりの観点からも、子どもから高齢者まで元気に活躍していただく必要があります。そこで、事業の実施に当たりまして、まずは、高齢者が要介護、要支援になる原因を分析いたしました。そうしますと、生活習慣に由来する疾病が大半を占めることがわかりました。特にロコモティブシンドロームと認知症が多くなっておりました。正しい生活習慣というのは、若いころからの、それできれば子どものころからの意識づけが重要でございます。ところが、例えば、健診の受診率を一つとりましても、６５歳未満の方は低くなっております。そこで、健康寿命延伸に関する知識の普及、若いころからの健康的な生活習慣の確立などを目的といたしまして、各

種の取り組みを実施いたしました。

具体的には、平成28年度は要介護の原因分析に関するチラシを使った健康教育、ボランティア団体と連携したウォーキング大会などの各種イベント、定山溪地区の宿泊施設等と連携した健診などを実施しております。今後は、認知症やロコモに関する啓発の推進、生活習慣病ハイリスク者への個別支援の充実などの展開を考えているところでございます。平成31年度末には、主観的健康度の高い区民の増加などの生活指標を達成したいと考えております。

以上でございます。

○石井委員長 委員の皆様からご質問等があればお願いします。

○吉田委員 これは、札幌市全体で取り組む場合に、南区という一つの地域でやっていて、モデル化するという意味ではすごくいいなと思っているのです。

例えば、区民の健康度は、医療機関と連携しながらきちんと客観的にはかっていくような仕組みづくりは行われているのでしょうか。

○南区保健福祉部 現在、医療機関と連携した具体的な取り組みはやっておりません。

○吉田委員 アンケートというのは、あくまで自分が言うものですが、今は全国各地でコホート研究のようなことが行われていて、健康な暮らしを食からなどいろいろな運動を医療機関がきちんとデータ化していくことが行われております。何か早目にそういうことに取り組まれると、南区でそれが实际的にデータとして出てくれば、市民全体に広がっていくこともできると思います。そういったことは、将来的には何か計画はございますか。

○南区保健福祉部 例えば、東京都の健康長寿医療センターは、中之条町と17年にわたって研究していて、65歳以上の町民全員を対象に、万歩計をつけて24時間でどの程度の強度の運動をしたら健康にいい影響が出るのか等の研究をしております。

もしそういったことができれば、それにこしたことはないのですが、今のところその重要性は感じているところですが、具体的に南区で独自に何かやろうというところまではまだ検討が進んでおりません。

○石井委員長 ほかにいかがでしょうか。

南区は、ほかの区と比べて高齢化率が高いという差し迫った問題がある中で、少し先駆的にこういう事業をやられているという認識でよろしいのでしょうか。

○南区保健福祉部 やはり一番必要性に迫られているのではないかと思います。一つ一つの健診や事業をとりますと、どの区もやっていることであるのですが、やはり個別の事業を一つにまとめて健康寿命の延伸という形でアピールするのが啓発という意味では一番重要でございます。そういう意味では、高齢化率の最も高い南区が一番差し迫ってやる必要があったと認識しています。

○石井委員長 施策の対象年齢で言うと、前期高齢者もさることながら、それより前が案外大事だという認識で考えておられるということではよろしいでしょうか。

○南区保健福祉部 さようでございます。

例えば、子育て世代など若い世代への健康づくりのアプローチを今後展開していきたいと考えております。

○石井委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石井委員長 これで、前半は終わりですが、追加的にお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○石井委員長 では、これで終わります。

どうもありがとうございました。

○推進担当係長 部局の入れかえを行いますので、5分ほど休憩とさせていただきます。

〔 休 憩 〕

○石井委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議事に入る前に、本日の進行方法についてご説明いたします。

まず、各事業ごとに事業の概要を所管の皆様から1分程度で説明していただきたいと思います。また、事前質問に対する回答で補足すべきことがありましたら、あわせてご説明をお願いします。

次に、各委員から事前質問の回答に対する再質問、あるいは、各事業・施策に係る新たな質問をさせていただきたいと思います。

委員の皆様が質問する際には、事前質問の回答に関するものについては、対象となる番号、それ以外の質問については新しい質問であることを明確にして質問していただければと思います。

それでは、事務局で進行をお願いいたします。

○推進担当係長 質問ナンバー33からナンバー35関連、施策1－2の高齢者向け住宅支援事業について、都市局住宅課から説明をお願いいたします。

○都市局市街地整備部 都市局住宅課長の中田と申します。よろしくお願いいたします。

高齢者向け住宅支援事業につきましてご説明いたします。

本事業では、高齢者が安心して生活できる良質な住宅の確保を目的として二つの事業を実施しております。

一つ目は、高齢者向け優良賃貸住宅でございます。通常、高賃貸と略して呼んでおりますけれども、高賃貸はバリアフリー構造で、なおかつ、緊急通報装置など緊急時の対応サービスが設けられている住宅で、現在、市内に4棟197戸ございます。これらの高賃貸に対しまして、一定の所得等の基準を満たしている場合については、家賃の減額補助を行っております。

二つ目は、サービス付き高齢者向け住宅に関する事業です。こちらは、通常、サ高住と略して呼んでおりますけれども、サ高住は、安否確認と生活相談が必須のサービスとして提供される所定の面積、設備を有するバリアフリー構造の住宅で、7月21日、先週末の時点で市内で209件、1万154戸ございます。

札幌市におきましては、サ高住の登録事務、登録事業者に対する指導・監督を行っているところでございます。

説明は以上です。

○石井委員長 委員の皆様から質問があればお願いします。

現状の整備水準は、目標から言うと少し足りない感じですか。

○都市局市街地整備部 北海道で登録されている全体の戸数は、平成28年末現在で1万7,550戸ということで、今年度の供給がされていけば北海道が掲げる目標戸数には到達するぐらいの水準まではいくと思います。

○石井委員長 北海道の目標は全体ということですね。

○都市局市街地整備部 北海道全体です。

○石井委員長 それでは、当然、札幌市でいうともっと少ないと。

○都市局市街地整備部 札幌市もその内数として含まれております。

○石井委員長 サ高住は、一般に言うと、事業者の取り組み水準に随分ばらつきがあるとお聞きすることがあるのですけれども、そこら辺の必要要件のカバーは、札幌市が対応されて指導をやられているということですね。

○都市局市街地整備部 指導・監督は札幌市で行っておりまして、当然、当初の登録のときにも基準に合っていなければ登録できませんので、その審査がございます。登録した後も、定期的な報告をいただいたり、現地に調査に行きまして状況を確認させていただいて、仮に基準に合わないような状況があれば改善するように指導しているところでございます。

○石井委員長 ほかにいかがでしょうか。

○石川委員 そのような指導があつて、問題があつて、取り消しに至ったケースはあるのでしょうか。

○都市局市街地整備部 取り消しに至った事例はございません。

○石川委員 指導を出すこと自体はあるのでしょうか。

○都市局市街地整備部 運用している中で、若干基準に合っていないことが起こったことがございますので、それは改善するように指導いたしまして、改善されている状況でございます。

○石井委員長 ほかにいかがでしょうか。

○蟹江副委員長 ナンバー35の関係です。

高優賃は、制度としてはなくなっているということですが、これはサービス付きのものと入居する人の属性は違うようなイメージを最初に持ったのです。

○都市局市街地整備部 高優賃とサービス付きですか。

○蟹江副委員長 サービス付きというと、介護サービスみたいなものを必要とするような人というイメージを持ったのですが、特にそういう区別があったわけではないのですか。

○都市局市街地整備部 対象は、高優賃もサ高住も同じになります。サ高住につきましては、介護付きということではなくて、そういう方でも入れるのですけれども、必須のサービスとしては安否確認と生活相談で、そのほかにも福祉系のサービスを付けているのは各事業者の事業の展開のご判断です。必ずしも介護者というわけではございません。

○蟹江副委員長 では、制度を一つにしたということは、そもそも二つある必要がなかったものを統一したというイメージでよろしいですか。

○都市局市街地整備部 もともと、サービス付き高齢者向け住宅の前に三つの高齢者住宅の制度がございました。高優賃と、高齢者円滑入居賃貸住宅と言いまして、高齢者を拒まない住宅ということで登録する住宅です。もう一つは、高齢者専用賃貸住宅で、これは高齢者円滑入居賃貸住宅のうち、高齢者専用ということで登録したものです。三つの高齢者向け住宅の制度があったのですけれども、似たような制度でなかなかわかりづらいということで、それを一つにまとめてできたのが平成23年になりますけれども、サービス付き高齢者向け住宅という制度になります。

○上岡委員 新たな質問になるのですけれども、札幌市で登録事務をされているということで、サ高住に関する情報は把握されていると思いますが、例えば、市民からサービス付きの高齢者向け住宅に入りたいというご相談があったときに、どのような形で住宅の情報を紹介したり、つないでいくのか、教えてください。

○都市局市街地整備部 例えば、どこどこ区のこの辺にということがあれば、その付近にある住宅を、こういうのがありますよと幾つかご紹介したり、あとは、サービス付き高齢者向け住宅については、国の登録システムに情報が全部入っているので、そこから特に高齢者の方が必要であろうと思われる情報、例えば、面積、家賃、こういったサービスが付いているのかといった情報を抜粋した一覧表も我々でつくっておりますので、もしそういったリストが欲しいという方がいらっしゃれば、窓口に来られればその場でお渡ししますし、郵送を希望されれば郵送でお渡しするといったご紹介をしております。

○石井委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○石井委員長 それでは、次に参ります。

○推進担当係長 質問ナンバー36からナンバー38関連、施策9-10の市営住宅維持更新事業について、住宅課から説明をお願いいたします。

○都市局市街地整備部 続きまして、市営住宅維持更新事業につきましてご説明させていただきます。

本事業は、老朽化の進んでいる既存の市営住宅につきまして、計画的に建替や改善を実施することにより、市営住宅にお住まいになる方が安心して快適に生活できるように、建物の安全性の確保や居住性及び利便性の向上などを図ることを目的として実施している事

業でございます。

このような良質な住宅ストックを形成するためには、市営住宅それぞれの状況に応じた対策を講じる必要がありますので、さまざまな事業を実施しているところでございます。今回、評価の対象となっている主な事業につきましては、参考資料として添付させていただいておりますけれども、月寒F団地と発寒団地の建替事業、光星団地2号棟の全面的改善事業となっております。

説明は以上です。

○石井委員長 委員の皆さんからご質問ございましたらどうぞ。

入居率のことを書いていただいているのですけれども、政策空き家と事故空き家を除くと95%というのは、場所や建築年数によって実際の入居率が大幅違うのか、どういうところに空室があるかについてはどうお考えですか。

○都市局市街地整備部 平均として95%という入居率になっておりますが、地下鉄駅の周辺で比較的新しい団地は人気が高いということがございます。郊外の住宅地、地下鉄から少し離れているような団地については若干低いような状況はございます。

○石井委員長 ある意味では当たり前ですが、実際には、適宜、募集をされているような部分は、年間で新しく入られる方は大体どれぐらいというか、何世帯ぐらい入っておられますか。

○都市局市街地整備部 定期的な募集は年間3回ほどやっておりまして、回数によってばらつきはありますが、トータルとして年間700戸から800戸ぐらいは定期的な募集しております。

一部、郊外にある大規模団地、具体的にはもみじ台団地ですけれども、これは毎月募集していて、そこは郊外ですから入居率が若干低いということがございますので、定期的な募集とはまた別に随時募集をしている状況はございます。

○石井委員長 700戸から800戸というと、全体戸数のどれぐらいの比率になるのでしょうか。

○都市局市街地整備部 全体が約2万7,000戸になりますので、5%ぐらいでしょうか。

○石井委員長 流動する戸数は一定数あって二極化している、概して言うと公営住宅長期入居が非常に多いと承知しているのですけれども、札幌市もそういう傾向があるのでしょうか。出る方はどういう方が多いのですか。新規がどんどんできているわけではないですね。

○都市局市街地整備部 現在、新規は子育て支援住宅というものを一つやっていますけれども、それ以外の新規は確かにございません。ですから、出ていかれる理由としては、例えば、家族構成がふえて引っ越しになられる方、ご高齢になって住宅かどこかの施設に移られる方がいらっしゃると思います。

○石井委員長 要因としては、むしろ高齢化のほうが大きいですか。

○都市局市街地整備部 詳細な分析のデータはないのですが、さまざまな形で出られる方がいらっしゃるかと承知しています。

○石井委員長 実際には、募集したら応募倍率はかなり高いですね。

○都市局市街地整備部 当然、先ほども話題に出ましたように、団地ごとにばらつきはありますけれども、ここ5年程度の傾向を平均すると20倍から30倍という倍率になります。

○石井委員長 もともと公営住宅の入居基準は、所得水準は余り高くないので、入れる方がいっぱいいて、実際には新規で提供されるのは非常に少ないから、常に入りたい方が相当数おられるということですね。

○都市局市街地整備部 倍率を見ると、やはり利便性が高く新しいところが非常に高く、逆に、そういったところであれば出ていく方も少ないということがあります。本当に少ない募集に対して非常に高い倍率、場合によっては100倍といった倍率を記録しているところもあります。一方では、人気がなく倍率が低いところもございますので、それを平均すると二十数倍という倍率になります。

○蟹江副委員長 平均というのは余り意味がないということですね。

○都市局市街地整備部 団地によって違いがあります。

○石井委員長 公平性の観点で、僕は公営住宅のあり方は非常に問題だと思っているのです。極端に言えば、所得制限にひっかかる方はほとんど全部出ていただく対策はちゃんとできているのですか。

○都市局市街地整備部 収入を超過している方については、退去していただくといった対策も進めております。当然、収入の範囲内におさまるとというのが原則になりますので、それを超過した方については、場合によっては退去していただく取り組みもしております。

○石井委員長 出ていかない方もおられますよね。

○都市局市街地整備部 高額所得の方で、退去してくださいといっても、出ていっていただけない方については、最終的には裁判のほうに持って行って出ていただく措置もしております。

○石井委員長 年齢別の入居状況をちゃんと伺わなかったのだけれども、後で結構ですから教えていただきたいと思います。要するに、昔から入っておられる方が多くて、新規に入れる可能性が非常に小さいと一般的に言われていますので、そういう状況を反映した入居状況、端的に言えば年齢別みたいなことでばらつきがあるような懸念を議論して改めて思ったのです。どれぐらいあったらそういう意味の平等性を確保できるのか、逆に、平等性を確保するための手段は戸数をつくらなくて対応するとしたらどんなことがあるのか、少し考えておられることがありますか。

○都市局市街地整備部 何戸という議論はなかなか難しい部分があります。

○石井委員長 いろいろな状況があるのは当然わかっております。でも、公平性は余りないと思うのです。そこはどうでしょうか。

○都市局市街地整備部 確かに倍率で言うと、平均二十数倍で高倍率となっております。そういう意味では、市営住宅に入居を希望されている方はそれなりにいらっしゃると思います。当然、そういった方々全員に提供できているわけでもございませんし、全員に提供するとなると非常に多くの戸数を建設しなければいけないことになりますので、それも財源的に考えても非常に難しい状況かと思っております。

○石井委員長 そういう意味で言うと、やはりハードな公営住宅を供給するという仕組みではない方法のほうが平等性を担保できることを一般的には想像できるのです。例えば、民間の家賃補助制度を考えたことがないということですが、これは何でお考えにならないのでしょうか。

○都市局市街地整備部 これまでは、家賃補助制度の実施予定はないということで記載させていただいているのですけれども、市営住宅もこれから右肩上がりに建設できる状況ではございませんので、民間の住宅をどういうふうに活用していくのかが一つの課題かと認識しております。

○石井委員長 前の市有建築物の方針をつくるときにも、私がこだわって民間住宅を借り上げて公営住宅にするお考えがないのかということをお伺いして、コストが高いので、ありませんと伺ったのです。基本的には、コストだけの問題ではないので、やはり将来の人口減少にきちんと対処するとか、いろいろな要素を考えたら、そういうことも検討の視野に入るべきだと思います。

今のところ現状維持が目標になっているのですか。

○都市局市街地整備部 平成23年度に今の住宅マスタープランを策定しておりまして、それ以前は基本的には建設していきますという右肩上がりでした。

○石井委員長 一回変えたというのが現状維持ですか。

○都市局市街地整備部 現状維持を基本とするということで、一定の方向転換をしたのが平成23年度の住宅マスタープランです。

今は、その住宅マスタープランを見直す作業をしているのですけれども、先ほども委員長から話題に出ました市有建の総量抑制という方向性がありますので、そういったことも踏まえて新しい住宅マスタープランを検討していくことで、これからは具体的にどうするかということを検討していく予定です。

○石井委員長 もう一個だけ聞きます。

長寿命化の話は、今、どこの施設でも一つの方向として出していただいているのですけれども、市営住宅は比較的補修はこれまでもちゃんとやってきたと理解してよろしいでしょうか。

○都市局市街地整備部 計画的にやることにしているのですけれども、やはり予算に限りがあるといいますか、予算が足りないときは外部改修ができないなど、必ずしも全てが計画どおりいっている状況ではございません。

○石井委員長 長寿命化は計画的に維持補修をやっていることが前提になるので、やって

いなくて長寿命化というのは、ある種、唐突といいますか、現実性がないので、そこはいかがなのでしょう。長寿命化である程度やれるとおっしゃっているけれども、どれぐらいやれるかに対する確証はおありになりますか。

○都市局市街地整備部 建て替え、そして、改修ということで、市営住宅の維持を進めてきているのですけれども、改修につきましては、例えば、耐震性がないとか、居住性が低くて本当に住戸のリニューアルが必要だということであれば、比較的計画的にある程度予定どおりやっていると考えております。

そのほかの個々の改善については、先ほど外部改修という言葉を出しましたけれども、外壁の補修や屋上の防水という事業は予算の大小によって年間の実施できる住棟数が、予定したものまでできないということがあります。そういったものもできるだけ早期に解消したいということで努めているところでございます。

○石井委員長 よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○石井委員長 それでは、次に行きます。

○推進担当係長 質問ナンバー39と質問ナンバー40関連、道路等補修事業と橋りょう長寿命化修繕事業について、建設局道路維持課から説明をお願いいたします。

○建設局土木部 道路維持課の吉元と言います。よろしくお願いいたします。

初めに、道路と補修事業について説明いたします。

札幌市では、現在、約5,600キロメートルの道路を管理しており、道路利用者の安全・安心を確保するため、計画的に舗装補修を行っています。特に幹線道路については、交通量が多く、舗装の損傷が交通の安全性、快適性に与える影響も大きいことから、平成23年度に札幌市幹線道路等舗装補修計画を策定して、ひび割れやわだち掘れなどの管理目標を補修の目安に定め、計画的に補修を行っています。

具体的には、舗装路面の損傷ぐあいを定期的に調査し、あわせて、日常の維持管理及び市民からの要望を直接受けている各区土木センターと意見交換を行った上で、これらを総合的に判断して状態の悪いところから、順次、補修を行うことで進めています。

また、補修方法については、損傷した舗装の表面部分を削り取り、新たに舗装し直すいわゆる切削オーバーレイという工法を用いて行っております。

その他、当該事業の中では、生活道路や歩道、自転車道などの舗装についても、日常の維持補修を行っています。

続きまして、橋梁の長寿命化修繕計画について説明をいたします。

お手元のA4判の資料をごらんいただきたいと思います。

札幌市では、1,200以上の橋梁を管理しており、その多くは冬季オリンピックを契機に集中的に建設されたことから、高齢化が進んでおります。市では、これらの橋梁を計画的かつ効率的に維持管理していくため、平成22年度に札幌市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、重要橋梁の補修工事をスタートしました。

翌平成23年度には、この計画に一般橋梁も加え、橋の重要度と点検結果による橋の損傷度から補修対象橋梁を選定して補修を進めてきたところです。

その後、笹子トンネル天井板落下事故を契機に、国が老朽化対策が強力に推進するとして、道路法等を改正しましたので、これにより5年に1回の点検が義務化となり、あわせてこの点検結果に基づき、確実に補修を実施していくことが求められるようになりました。

また、点検方法についても、点検員が構造物に近づいて点検する近接目視に変わりました。現計画において、補修対象とした橋梁は、当時行っていた地上からの遠望目視の結果に基づいて選定したものであり、現在の基準に合致しないことから、今年度、最新の点検結果に基づき、全体の優先順位を見直したところです。

今後は、この改定計画に基づいて事業費の平準化を図りながら補修工事を進めることで、橋梁の安全性を確保していきたいと考えております。

なお、事前に質問をいただいております長寿命化できる根拠を教えてくださいというところですが、その根拠としましては、定期的に点検を行っておりまして、修繕計画の中でも触れておりますが、補修工法の選定を行う際に耐久性の向上が図れる工法を選定するなどして補修を行うことで長寿命化が図れるよう努めているところでございます。

以上で説明を終わります。

○石井委員長 ご質問等があればどうぞ。

最初に、1点、長寿命化の根拠というふうに伺った意味は、昔になるのですけれども、長寿命化というのは大事に使った結果だということと、大事に使った結果はいわば必要な管理なり補修を定期的にずっとやってきたという事実があって長寿化するもので、ごく最近にちゃんと管理しなければという話になって、それまでの管理は維持補修を十分やってこられたという認識でよろしいですか。

○建設局土木部 維持補修は、この計画ができる前は、どちらかというと事後修繕型です。

○石井委員長 やってこられなかったということですね。事前的な対処はやってこられなかったのでしょうか。

○建設局土木部 そうです。

○石井委員長 そこのベースが何十年も続いていたのに、長寿命化が乗っかるのは論理的に矛盾していると僕は思っているのです。どうしても理解できないのですけれども、どうなのでしょう。60年と言っていたものが突然90年もつという話になったわけですから、それは何もつなぐ話がないのです。申しわけないですけれども、理解できないのですが、どうなのでしょう。

今も、結局、近くから見ても、遠くから見ても、それは現状の問題を把握できるけれども、予防保全をやってこなかったわけですね。

○建設局土木部 そうですね。厳密には道路パトロール等で、遠望で下のほうから離れたところから確認して、それに対応は行ってきたのですけれども、今回はより近くまで行って遠くから離れたところから見えなかったのものについても予防保全をしていこうという

ことでした。全く予防保全がされていなかったという、パトロール等で見える部分については、予防保全を行っていたというところでは、ただ、今回の修繕計画の中においては、委員長のおっしゃられるとおり、積極的に予防保全を行ってこられたわけではないので、この修繕計画ができた段階で、それまでやれてこなかった予防保全も含めて、まず、そのレベルまで直すものは直していかなければならないというのは事実です。

○石井委員長 それは、この後の計画には入っていると理解すればよろしいですか。

○建設局土木部 今後の計画の中で、そこまで持ち上げながら、さらにその先には純然たる予防保全型にしていこうと考えております。

○石井委員長 その接合部分、ある一定年数以上たっていたものについては、むしろ個別に予防型にうまく転換できない個別施設があり得ることも想定されているのですか。

○建設局土木部 それはしております。その部分については、今回行っている点検結果をもとに、そこまでレベルが落ち過ぎているものについては、そこまで一旦持ち上げるというような補修もあわせて行っています。

○石井委員長 もう一個だけ、聞き忘れていたことがあるのですけれども、道内の中小自治体の例を見ると、除雪をしない市町村道が近年ふえております。多分、財政バランスとストックのバランスが実態的にずれていることを象徴的にあらわしていることだと思うのです。札幌市では、除雪しない道路はほとんどないように承知しているのですけれども、その理解でいいのか、それは将来的にどう考えておられるのか、いかがでしょうか。

○建設局土木部 直接の担当部署ではないのですけれども、私が知っている限りでは、除雪の入っていない路線は数百メートルくらいあると思います。ただ、そこに関しては、沿線に家屋等が接していないとか、冬期間の利用実績が全くないようなところについてです。それ以外の家屋が1軒でも道路に接続している部分については、全て除雪の対象路線として行っていると思います。

○石井委員長 除雪は除雪担当部署がやっておられるので、直接の決定には全然関与されていないということですね。

○建設局土木部 そうです。

○石井委員長 実態的には、道路にとって維持管理費で一番多いのは除雪費ですね。

○建設局土木部 そうですね。

○石井委員長 そこは有機的にご検討いただいたほうがいいかもしれないというか、市民の意識の問題としてもストックをどう使っていくか、ある種、施設整備が相当進んで、重たいストックを持っていると意識が非常に薄いのです。道路はその最たるものだと思うのですけれども、そこに対してもう少し啓蒙的な努力が必要ではないかと個人的には思っているのです。

今のは私の個人的な意見でございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○推進担当係長 それでは、質問ナンバー４１につきまして、下水道計画課からお願いいたします。

○下水道河川局事業推進部 下水道河川局下水道計画課の清水でございます。

私からは、下水道施設再構築事業の概要をご説明させていただきます。

札幌市は、約８，３００キロメートルに及ぶ下水道管と、１０カ所の水再生プラザなど、非常に多くの下水道施設を抱えております。これらの大部分は、昭和４７年の冬季オリンピック開催を契機として集中的に整備された施設であり、現在、老朽化が進行しております。

この再構築事業は、市民生活や都市活動を支える下水道の機能を将来にわたり維持できるよう、平成２７年３月に策定した札幌市下水道改築基本方針に基づき、施設の改築を計画的に進めるものです。

具体的には、下水道本管につきましては、年間約２１０キロメートルのテレビカメラ調査等により、管内の状況を詳細に把握し、劣化の進行が大きいものを対象として計画的に改築を行っております。

また、水再生プラザやポンプ場の機械、電気設備については、適切な維持管理により、可能な限り延命化を図りながら計画的に改築を行っております。

再構築事業の概要説明は以上でございます。

○石井委員長 委員の皆さん、ご質問等があればお願いします。

私からお聞きします。

テレビカメラ調査を約２，０００キロメートルされたということですが、テレビカメラ調査は中を見たということですか。

○下水道河川局事業推進部 管の中です。

○石井委員長 内径だけ見ていると、現実には外から腐食している状況が把握できないケースが結構あると理解しているのですけれども、そこはいかがでしょうか。現実には中から腐食することは下水道だからないわけではないと思うのです。むしろ、可能性としては外側からが多いように感じているのですけれども、そこはどうでしょうか。技術の水準でいうと、こういうやり方しかないと思うのですが、それをやったから大丈夫となるのでしょうか。やっても大丈夫ではないリスクが一定程度残っている可能性についてはどう評価されたのか、教えてほしいのです。

○下水道河川局事業推進部 下水道管の大部分は、コンクリート管もしくは塩ビ管が多いのです。水道管だと铸铁で外部からの腐食が多いという話は聞いております。

○石井委員長 下水はないのですか。

○下水道河川局事業推進部 下水は、基本的には外側の腐食はほとんどありません。逆に、汚水が流れていますので、汚物が滞留して硫化水素が発生して内部からコンクリートが腐食するというケースが多いです。

○石井委員長 どちらかというと、水道のほうをやっていたので、違いがあるならそれで

認識いたしました。

○吉田委員 最近、予想のつかない災害が多いですけども、地震とか洪水を想定されて、これはもつというふうに判断されているものなののでしょうか。老朽化したものがそれにどれぐらい耐え得るとか、そういうようなことは測定されているものなののでしょうか。

○下水道河川局事業推進部 浸水に関しては、老朽化の影響があるという認識はありません。ただ、地震については、管路の腐食が進んでいると耐久性が弱まってしまいますので、地震が起きたときに交通網として重要な路線、例えば、緊急輸送路や幹線道路については、老朽化対策を優先的に実施しています。

○吉田委員 耐震性や、あと50年大丈夫というところの判断としては、調査はこれからになるのですか。

○下水道河川局事業推進部 耐震性については、下水道管など円形で地中に埋まっているものは、耐震の診断をするとほとんどが耐震性を有しています。逆に、処理場の施設関係だと建築部分がありますので、そういったものは耐震性がない部分もありますので、老朽化というよりも耐震化という形で施策を進めています。

○吉田委員 さらにアップさせるということですか。

○下水道河川局事業推進部 そうです。

○石井委員長 私からもう一点だけ伺います。

下水道の布設を見直す必要性ですが、特にふえも減りもしないということだと私も承知しているのです。現実的に言うと、実際の利用世帯が明らかに減っていきます。もともと札幌市は、昔の政令市の中では、管路の布設工事が一番悪いと思うのですけれども、もっと悪くなるわけです。そこら辺は、料金を上げれば全く問題なく対処できる考え方になっておられて、今のトータルの管路延長は持続的に維持できるというふうにお考えだということですね。そこはどのような計算をされているのか、概略で結構ですから教えていただきたいと思います。

○下水道河川局事業推進部 まず、市街化区域については、基本的に下水道の整備や維持はこれからもずっと続けていく考えです。

○石井委員長 言っておられることがわからないという意味ではないですけども、財政的な持続性はどう担保されるのですか。下水道財政という意味です。

○下水道河川局事業推進部 財政的には、やはり今後、老朽化施設の改築費用が増えていくと、最終的には受益者負担ということで、使用者の方に負担がかかるようなことも考えられるかと思います。

○石井委員長 それは、どれぐらい値上げすれば賄えるという計画は立てられておられますか。

○下水道河川局事業推進部 長期なものについては、今のところございません。下水道河川局では、5年間の経営プランを立てているのですけれども、その5年の中では料金改定は行わないという見通しを立てていますが、長期的に30年、40年先という面では、今

のところ具体的な数値は整理しておりません。

○石井委員長　でも、本来であれば、札幌市の下水道も札幌オリンピック近辺に大量にできたということですから、１９７０年代ですね。２０２０年代にもととの耐用年数でいうと５０年に到達して、その分は先送りされたと理解しています。でも、どのみち来るわけですし、長寿命化するためのコストもかかっておりますから、逆に言うと、二、三十年後に持続性がない形で今を処理するというのは、そもそも問題の先送りにならないかということになると思うのです。上げる必要があるのだったら、今から上げるべき問題と捉えるのが当然の話なので、それが今は５年単位でやっているからそうならないというのは、問題としては先送りをされているだけだと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

もともと長い話の設定をされているので、５年というのは全然根拠のないやり方だと思いますけれども、結果的に今は値上げをしなくても回せるというお話だと思いますが、それは、むしろ未来に負担を厚くするだけのことになってはいないのでしょうか。

○下水道河川局事業推進部　この改築に関しては、委員の皆様にもお配りしている札幌市下水道改築基本方針を平成２７年３月に策定して、これから長期的にどういう考えでやっていくかという方針と今後の事業量の見込みについては、一旦の整理をしています。当然、今後それに伴う財源についても、今の５年プランというものもありますけれども、もう少し長期的に整理していかなければならないと考えています。今の時点では、その長期的な見通しは、まだ持っていません。

○石井委員長　でも、それはセットの問題だと私は承知しておりますので、片方だけというのはステージとしてはあり得ない話ではないかと思うのです。過去に戻って料金をもっと払えということは、現実的にはやれないことは皆さんおわかりですね。だから、ある時点に対応した適正なコストが幾らかということの計算はされないでやっておられることになりますね。大変申し上げにくい言い方ですけども、そういう見方はできると私自身は思っているのですが、どうでしょうか。

○下水道河川局事業推進部　長期的な推計に関しては、全く行っていないわけではなく、ある程度の推計はしています。

○石井委員長　ラフにやったら料金値上げは結構現実のものに入ってくると思うのです。でも、それは一切出しておられませんね。

○下水道河川局事業推進部　出していないです。

○石井委員長　でも、それはやはり負担とともに、どうするという議論をそもそもしなくてはいけない、全体として、今はそういうステージになっていると思います。むしろ、国の問題意識ですし、札幌市も全体としてはそういう時期になっているのではないかと思います。

○下水道河川局事業推進部　現在、管路のテレビカメラ調査を毎年２１０キロメートル実施しておりますが、これは平成２８年度から倍増して実施しているものです。管路施設が一般的にいわれているように５０年しかもたないのか、実は１００年もつものなのか、そ

の辺のデータをしっかりとっていかうということで、調査に非常に力を入れています。こういったデータを整理することで、今後の事業量の見込みの精度も高まりますので、財源についても、ある程度具体的な料金設定みたいところまで踏み込んで検討できると思っているのですが、今のところ施設の健全度がどう推移し、どれ程の改築事業費が必要となるかという点の精度を高めているところです。

○石井委員長 言いたいのは、市民はある種ストックの問題が非常に重要で、なおかつ、困難を伴う大きな課題だという認識を持ってもらっていないと思うのです。持ってもらっていないことに関して、市側の出し方の問題といいますか、どう出すかということの踏み込みが一步引けていると思うのです。これは、もちろん下水だけに限ったことではないのですけれども、それは今の時点を考えて、政令市に限ってもいいですが、ほかにやっておられる取り組みから見ても不十分ではないかと私は思っているのです。

今の部分は私の個人的な意見です。

○蟹江副委員長 先ほどの道路の橋の話と、今、委員長がお話しになったことは関連するのですけれども、調査をした結果、劣化が大きいところを対象として改築を行うと。これによって、当然、事業費を抑えられるのですけれども、ある意味、先送りです。予防的な措置をしていけば、結局、将来の劣化を抑えられれば、その分、そこでの改築のコストが抑えられるという可能性もありますね。現状では、そちらは余り検討されていないのでしょうか。対症療法的に、今、劣化しているものはもちろんやらなければいけないのでしょうか。将来に向けて長寿命化を先回りしてやることは検討されていないのか、お聞かせください。

○下水道河川局事業推進部 対症療法というイメージではなくて、ある程度のスパン単位で、傷んでいる箇所が多いような場合は全て改築したほうが安く済むのでそうします。また、部分的に傷んでいるようなものは特殊な工法で部分的に修繕できる工法があるので、部分的な修繕で対応し長持ちさせます。改築で行うべきか修繕でおこなうべきか、ライフサイクルコストを考えて実施しています。

○蟹江副委員長 ここに書かれているのは、本当に部分的なところという意味ですか。

○下水道河川局事業推進部 そうです。

○蟹江副委員長 それにしても、いわゆる維持費をかけるということですね。要するに、メンテナンスをきちんとしていって寿命を延ばして劣化が進まないような措置をとる。どっちがいいかと言われれば、将来のことはわからないのですけれども、今の段階では検討もまだされていないのですか。

○石井委員長 本当は、経過年数によって分けられるのが正しい予測だと思うのです。ある年数が、下水で言うと30年ぐらい経っていると、長寿命化というよりは変えてしまうほうがいいという原則、もちろん個別の対応があってもいいのですけれども、本当は長寿命化というのは予防的な保全をすることを一つの前提に置いて、予防的保全もお金が特別にかかるわけではないので、計画的にやってかなり長くなればメリットがあると思いま

す。計算でいうと、どちらが得かということをやっておられて選んでおられるところはあるわけですね。

○下水道河川局事業推進部 そのとおりです。コストについては、常時、考えております。

○蟹江副委員長 十分検討された上で、こういう対応をされているということですね。

○下水道河川局事業推進部 そうです。

○蟹江副委員長 そういうところは余り詳しくないのですが、先ほどの橋との関係でお聞きしました。しっかり検討された上でこういう対応をされているということであれば、それで結構だと思います。

○石井委員長 現状把握は、橋梁よりは地中に埋まっている上下水道のほうが把握がしづらいので、その現況把握の精度の問題は実はあります。多分、橋梁やトンネルは見えている部分での評価が相当程度速報ベースでできますけれども、残念ながら上下水道は基本的な管路の部分ではそういう評価ができないので、やはり少し違うと思うのです。

ほかにはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石井委員長 では、お願いします。

○推進担当係長 それでは、最後に、質問ナンバー４２の関係で、都市局建築保全課からお願いいたします。

○都市局建築部 建築部建築保全課長の都築と言います。よろしくお願いいたします。

保全推進事業につきましては、学校、市営住宅、処理施設等の企業会計のような施設を除く４７６の一般施設を対象として、長期修繕計画に基づく計画修繕、故障等による緊急修繕を行っているものでございます。

先ほど、道路や下水のほうでもお話が出ていましたけれども、全部が全部、長寿命化を図れるものでもなくて、一部、主に木造系のもので耐用年数を相当過ぎてしまって長寿命化を図れないものについては随時修繕、故障したら随時直すという対応をとっております。

それから、計画修繕につきましては、各施設所管部局での建て替え等の計画等がございますので、建て替えが予定されているものについても随時修繕という形で壊れた後に直す事後修繕をとっております。

先ほど道路のほうでもお話がありましたが、これまでにしましては、事後的な修繕をやっている施設がほとんどですから、今回の計画修繕の中で長寿命化ができるレベルまで引き上げるような修繕をしております。建物の場合は、主に設備類の耐用年数が２０年ぐらいのものが多くいますから、こういったものにつきましては、突然、暖房がとまるとか、水道が使えなくなるということがありますと、そもそも施設として運用することができなくなってしまうので、適切な計画修繕を行っているところでございます。

事業につきましては、アクションプランでおおむね年間５５億円程度推進しております。予算ベースですが、平成２８年度につきましては８９施設、５２億３，０００万円余、それから、平成２９年度は７７施設、５５億６，０００万円余を予定しております。

具体の計画修繕の進め方ですけれども、各施設ごとに長期修繕計画を策定しておりまして、その修繕時期を基本として、実際に修繕工事を行う大体２年前に、現地の劣化状況を調査したり、施設所管部局との調整や、施設を工事のために閉館しなければならないケースも多いものですから、利用調整を行いまして、翌年、工事の１年前に実際の修繕の内容を決定して実施設計を行うというスケジュールでやっております。

事業概要については以上でございます。

○石井委員長 委員の皆さんからご質問等があればお願いいたします。

私の認識が間違っていたのですけれども、建築保全課でやられているのは、あくまで教育施設、住宅施設を除く建物の具体的な計画的な維持補修という認識でよろしいですね。

○都市局建築部 はい。

○石井委員長 基本方針は、財政局で持っているのですか。

○都市局建築部 昨年度、札幌市の市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本方針という国が地方に定めなさいと言っている公共施設等総合管理計画の位置づけのものを財政局で策定したところでございます。

○石井委員長 ほかにご質問等はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○石井委員長 これで、終了します。

○推進担当係長 それでは、座席の変更を行いますので、また５分ほど休憩させていただきます。

どうもありがとうございました。

○石井委員長 どうもありがとうございました。

〔 休 憩 〕

○石井委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議事（２）の委員による意見交換ですが、本日のヒアリングを踏まえて、最終的な評価に向けて、気になった点や課題と感じたことなど、現段階での率直な感想などについて委員同士で意見交換し、委員会内の意思疎通を図り、認識を統一していきたいと思います。

それでは、本日のヒアリングを踏まえて、気になった点や課題と感じたことなど、各委員の皆さんからお聞きしたいと思います。

○蟹江副委員長 気になったというか、特に前半のところですけども、事業や施策、あるいは、対象になっているものの性格上、やむを得ないところがあるのかもしれない。先ほども話がありましたけれども、積極的に市の側から情報をとりに行くというよりは市民から情報が上がってくるみたいな性質のものだと言われていました。結局、セミナーをやったり、呼びかけたりはしているのですけれども、その先がどう動くかというところまで、市の側でコントロールするのはなかなか難しいと思います。そこをどういうふうにする

るのが余り見えてこない感じがしました。結局、情報提供するなり、働きかけをして、そこからのフィードバックの感触をどういうふうに吸い上げるのが課題になるような印象です。そこをどうやってこれから評価していくのか、そこまで評価しなければいけないという印象を持ちました。

○石井委員長 例えば、介護人材確保が一つの象徴みたいな話で、本来の論点から言ったら、こんな政策では何ができるのかというぐらい本質には迫っていないです。本質は処遇の問題ですから、質疑にもありましたけれども、そこには札幌市単独で踏み込めない、介護保険制度全体の制度の問題となっています。要するに、制度が決まっているから実際は報酬の問題がベースで処遇が悪いという条件があって、でも、それを変えないとやばいよねという話だけが来ているということです。本当は介護保険制度を変える必要があるわけですが、そこは若干の報酬の見直しは議論になっていないのです。こういう自治体でも、地方創生などで介護要員をどうしても何とかしなければいけない、中小自治体はまちがかさ上げして雇用するみたいなことをやっているところもないわけではないのですが、札幌市のレベルだとそれも財政的な負担を考えたら単独事業ではとてもできないというのが判断としてあって、一本ではないみたいなことなのだと思うのです。

でも、あの事業がそれなりにうまくいっていることと、問題解決できるのかというところのレベルは全く違うのです。多分、基本的には福祉は国の制度に依拠して、その周辺を底上げする施策が並んでいるので、本来制度の問題に全部引き継ぐのです。

○蟹江副委員長 市役所単独では何ともならないです。

○石井委員長 でも、何ともならないというのか、そこに意見を言うのかということはあると思います。

○吉田委員 私は、札幌市が立ち位置をはっきりすればいいのではないかなと思うのです。下水管と一緒に、対処していらっしゃるのだけれども、本来の札幌市の役割は、国の制度を翻訳して実際に頑張っている現場で対処している人たちに対してそれが非常にわかりやすく、しかも、後押ししてもっとやりやすいようにということを整理してきちんと分析して伝えていくことであって、皆さん一個一個の課が一生懸命やっていたらいいけれども、それは逆に制度や担当が変わったら、また誰かわる人を入れなければならない。それは市の役割ではないのではないかなという気がするのです。

市としては、国の制度を札幌に落とし込む。そのためには、札幌の現状把握をされていないようだったので現状把握して、国の施策を札幌でやるならこういう札幌にすべきなのだろうというビジョンがあって、それを現場の人たちにやってもらうためには、今やっている民間の人たち、福祉協議会の人たちがどうやったらやりやすいかを検討し、それをサポートしていく、これは永遠に変わらない仕事のはずです。そこがきちんとできていないで、課ごとに全く別の視点から、別の立ち位置から一生懸命やっていたらいいから、せっかくやっていたらいいけれども、それが終わってしまうということになっていくと思います。これは大きな視点過ぎるのかもしれないけれども、本来それが行政の役割ではないか

とすごく感じます。

これは私の感じ方かもしれないけれども、そういうふうに整理さえすれば、もっとやるべきことが明確になるのではないかという気がするのです。小さく言えば、まず分析して、それをきちんと札幌スタイルに落とし込んでいきたいと思いますということだけでも、これは福祉のことだけではないかもしれませんが、特に福祉みたいな国の制度と一体化しなければいけないものに関しては、そういう役割だということを徹底することが一つではないかという気がしました。

以上です。

○石井委員長 福祉は、副委員長もおっしゃったとおり、やはり制度自体が端的に言うと申請主義なのです。申請主義というのは、行政が現状把握をしないということが依然としてあるので、介護保険はあまねく必要な人にサービスが配られているのですねという視点は実はないのです。残念ながら把握されていないはずですが、それは、今の仕組みで言うとそうになってしまうのです。日本の社会保障は、押しなべて措置か申請かどちらかなので、措置は大分なくなってきましたけれども、上から目線が若干残ってしまって、平等性もうまくカバーできていない面があります。申請主義だともっと平等性が担保されていないのです。社会保障というか、福祉で一番大事な論点は平等性だと思っているので、それが無いのが当たり前だというのは、違和感がおありになると思うのです。

○上岡委員 そうなってくると、申請につながっていく啓蒙や啓発の視点もすごく大事にはなってくると思うのです。では、どういうふうにしていくことが効果的なのか、議論が錯綜するかもしれないのですが、どういう方法が効果的な啓発活動になっていくのかとなると、やはり市独自のニーズや状況の把握も必要になってくると思うのです。本来あるべき申請の数に対してこれぐらいしかないというところは、果たしてそれにどういう要因があり得るのかということの分析にもつながっていくと思うのです。

○吉田委員 きっと平等性を追求するのは、今おっしゃったように、平等に権利を受けられるための情報提供がなされない中で手を挙げるのを待っているというのは、これはいつまでたっても平等にならないと思うのです。そういう意味で、翻訳的な役割、札幌市が制度や状況を翻訳して、伝えるべき人にきちんと伝えるということが絶対に必要だろうという気がします。

○石井委員長 毎年定番ですね。

○吉田委員 何度も繰り返してしまうのですが、福祉は命にかかわるので、そこはどうやってでもやらなければなりません。

それから、人材確保に関してもそう思ったのです。人材確保も、札幌市が求人活動を具体的にセミナーしていくのはもちろんですが、さっきの教えていますというお話もあったのですが、なぜ足りないのか、ただ単に少子化でなり手がいないで済むことではない話ですから、そこら辺をもう少し具体的に分析して、いい提供スタイルをつくっていくことが大事かと思いました。

○石井委員長 介護人材の話で、小さな自治体でうまくいっているケースは、極論すると、雇用を二極化させるというか、ボランティアに毛の生えた人たちを一定数何とか地域の力として入れて、常勤の雇用はその分上げてあげる、ざっくり言うと、うまくいっているなと思うのは、例えばそういうことをやっているわけです。でも、そういうものは、やろうと思ったら、札幌市ではボランティアをやりたい人も潜在的には一定数いるところから言うと制度設計できる可能性があるので、なかなか踏み込みにくいけれども、本当は今の仕組みを変えるようなところまで議論してやれることを探していかないと問題解決しないという話があるのではないかと思います。言うのは簡単だけれども、やるのはすごくハードルが高いのです。

○吉田委員 委員長がおっしゃるように、モデルをつくっていくことはすごく時間がかかるから、札幌市がそれを全部やるのは難しいと思うのですが、モデルを提示していくことはできると思うのです。さっきの南区のものも惜しいなと思うのが、せっかくいいモデルケースをつくっているのだけれども、広報は広報さっぽろ南区版です。これは違うのではないかと思います。南区でやっているけれども、これは札幌市全体の課題をある地域でモデル提示しているわけです。そうだとしたら、札幌市の役割はモデル提示だという意識を持たれば、これが実際に日々やっていることをもっと広く普及すべきだし、分析すべきで、マニュアル化はできないけれども、モデル化はできていくのではないかという気がします。それが伝えるということにもつながっていくと思います。

施設は説明が難しかったです。

○石井委員長 福祉のほうは、在宅医療の在宅は、北海道にとっては十分定着した言葉ではないので、そこら辺のそもそもの扱いみたいなことが余り位置づけられていないです。やっておられるのだけれども、訴求力が少し弱い話になって、でも、どこまで頑張れば本当にいいかどうかというのは、いろいろな意見があって、北海道は寒くて雪が降りますし、家族観が本当に違うので、在宅というのはそもそもなじまないというのは、現実の問題としては事実だと思うのです。だから、今のままでは成立しないということは必ずあるので、そこは価値観の問題だけれども、どう整理して何を言うかというところまでは荷が重いのですけれども、少し整理して物を言わないと実行できない、改善の方向が引き出せないところがあるかと思います。

難しいのをわかっていて社会保障を選んだのですけれども、多分、そういうあたりが一番難しいところかと思います。やはり、在宅は、土地柄があって、国の施策があって、どう定着させられるかが見えていない典型的な世界です。まさに札幌市はどうするのかという話につながりやすい話になっているので、そこは少し踏み込んだ議論をして考えることが必要かという気がします。

後段は、非常にシンプルに言うと、札幌市だと札幌オリンピックの時期が施設整備の最初のピークですから、2020年代に当初の50年という耐用年数で言うと更新時期です。更新時期に対応できないので、種々、強靱化とかいろいろなことを言って、今は少し先送

りをやったところですよ。

積極的にやったけれども、持続的な未来の絵が描けているかというとは全然描けていないことも少し突っ込んで議論しましたが、おわかりいただけたかと思うのですけれども、突っ込めていないので、そこを市民と意識を共有して少なくとももう少し意欲的な方針を立てなければいけないという論点がどうしてもあると思います。それが最初に状況と言っていましたけれども、札幌市はやるのかと思っていたら、ずっと引いて、やっていないですね。

○吉田委員 委員長と副委員長がおっしゃっていた長寿命化という意味が、多分、かみ合っていなかったのです。

○蟹江副委員長 私もよくわかっていないのです。

○吉田委員 でも、質問では対処になってしまっているのです。

○石井委員長 一般的には、事前的な予防保全をやって、建物で言えば50年という耐用年数を、少なくとも15年、30年と結構思い切って処理をして、そのかわり70年使えますと。でも、70年使えるけれども、70年分の1と50年分の1とどう違うのかといったら、70年のほうは70年もたせるために、多分、50年の1.3倍とかかかって、それを70で割るのと1を50で割るのとどっちが得かということと実際は微妙な世界です。

○蟹江副委員長 資本的支出というのと損益的支出があります。費用経費として見ているのか、ストックの価値を上げるのかです。そのところですね。

○石井委員長 おっしゃるとおり、行政というのは資本的支出という概念が全然なかったので、予防的保全を全くやっていないのです。明らかにやっていないのです。やっていなかったのに、やっていたかのように、そういうものができると言っているのが僕が理解できない部分です。それはどこでも、むしろ国でもそう言っているのです。

○蟹江副委員長 現状に手を加えれば寿命が延びるという感覚で言っているのですね。

○石井委員長 そうですね。

○蟹江副委員長 そうではないのですね。

○石井委員長 本当はそうではないのです。これからやれば間に合うというふうに議論をすりかえているのです。でも、絶対間に合わないものが一定割合あるでしょうと僕が言いましたけれども、30年も経過して何もしなかったものをこれから予防保全すれば70年使えるというのは多分正しくないです。

○吉田委員 市民としても不安感が出てきますよね。本当かと思います。

○石井委員長 そうなのです。建物とかだったらまだいいのですけれども、橋梁とかだったらある種のだましの世界になってしまって、事業量だけが物すごく圧縮されて、それでやれると言っているわけです。僕は、だから、今の事業量でやれないという基本的な意識があって、だったらどうするのかといったら、要らない橋梁は捨てたらいいというぐらい踏み込まなければだめだと思っています。でも、全部残すことを前提にするから、今の算出しかできないというのがあります。

極論すると、今各部署がやっているところでやめると言ったところがどこもないです。
○上岡委員 そうですね。市営住宅も、結局、現状水準は維持の上で、ここで民間住宅の有効活用を含めた見直し検討を進めているとご回答いただいているのですけれども、ナンバー３８の回答については、行っていないとありますので、本当に具体的に検討されているというところが余り伝わってこなかったかなと思います。

○石井委員長 ただ、今まではしていなくて、これからやるときに場合によっては減少目標をつくらざるを得ないというニュアンスはあったけれども、別にそういうところまで踏み込むとは一言も言わなかったということです。

では、それで回るのかといたら、３０年後を考えたら、施設は５０年単位で使うものですから、少なくとも３０年後、４０年後の人口にフィットするということで考えなければいけない話です。費用負担も、そういう長い目で考えなければいけないのですが、そもそもそういうバランスになっていないのです。

○蟹江副委員長 まさしくストックですね。

○石井委員長 だから、そこは札幌市は、申しわけないけれども、この分野の見込みは全体的に政令市の中でも弱く、真ん中以下になるぐらいやっていないのです。たしか、かなり踏み込んで削減率まで明確に出しているところも３分の１ぐらいあるのです。そこからすると弱過ぎるところがあります。もちろん、削減率を出せばいいという問題ではないのですけれども、どう持続性をつくるかという意識と具体的な計画立案の話を早急に取り組んでもらう必要があるというところが僕自身の問題意識です。

全部の分野を選ばなくても、極端に言えばそういう話を問題提起できれば一定の論点にはなると思います。大きな話ではあるのですけれども、そもそもそこがないというのは聞いていただいてわかったかと思うのです。全体がないからばらばらに聞いてもないのです。

○蟹江副委員長 やはり、平均で考えるからいけないのでしょうかね。１００倍と１倍を切っているようなところを平均すれば、ある程度の数字は出てくるのですけれども、結局、１倍にもならないようなところが残っていていいのかという話ですね。その中身を精査してやらないと個別に当たらないと、なくせないですよ。

○石井委員長 民間住宅を借り上げろといったときの議論でも、補助金がもらえないから民間のほうが高いという意見だったのです。でも、ネットで言ったら民間の整備費のほうがべらぼうに安いのです。だから、市としては補助金をもらったほうが得だという話ですけれども、本当はそういう時代ではないと思います。公共事業で住宅を建てると、公営住宅の単価がすごく高いのです。それから、まともに貸したら家賃が幾らになるのかというところから現実の家賃を見たら、ただ同然で貸しているみたいな話になるのです。そういうやり方は、そもそも正しいのかということがあって、官公需が入札制度で少し高いのはしょうがない面もあるのですけれども、住宅は、ある種、民間と混合分野で、賃貸住宅が成り立っています。別に公共事業で全部を片づける発想がもう時代おくれになっているので、そういうところも含めて見直すべきところはあるのだろうと思っているのです。

だから、減らさなくていいというのは、人口頭のサービス水準はどんどん高くなるのです。人口は減っても、もちろん公営住宅の入居対象者はいっぱいいるので、それでも充足率が低いというのは正しいですけれども、そういうふうに財政的にも回るのかという問題になったら、それは回らないのです。もちろん住宅だけではない話ですけれども、どう調和させるかが必要です。

○推進課長 補足させていただきますと、市営住宅に関して民間の借り上げの検討はこれからということでありました。市営住宅については、今まで市が建設してそれを維持するというのがほとんどですけれども、そのほかに市が民間のアパート、住宅を借り上げるという借り上げ市営住宅というやり方も、大体30棟程度ですが、今現在あるのです。それが借り上げ期間20年間という形で契約期間を置いておりまして、毎年借り上げ料として住宅のオーナーに支払う形をとっております。それが実際に20年間以上借り上げていくと、市が建設するよりもコストがかかってしまうということがあって、契約期間満了にあたっては、オーナーに建物を返還することを基本とする方向で検討しています。

○石井委員長 それは、根本的に何かコスト構造がおかしいです。50年の費用が20年借りる費用よりも高いというのは、算数としてはどこか間違っているとしか言えないのです。前もその議論をしたのですけれども、多分、賃貸料が高過ぎるということになるのです。民間の住宅は建築単価が低いのに賃料20年分が50年で上回ってしまうというのは、算数の世界としては納得できないのです。

○蟹江副委員長 減価償却が考慮されていないですね。

○石井委員長 何か変だと思います。だから、借り上げの制度スキームが間違っているだけのことで、普通に考えたら初期投資が安い建物を20年借りて50年以上の費用がかかるというのは絶対おかしいと思うのです。普通に考えたら理解できないですね。

○蟹江副委員長 だから、減価した分を市が肩がわりしているのです。

○石井委員長 何か特別高く借りるという話があるのではないかと思います。僕は、前にも聞いたけれども、意味が理解できませんよ。普通に考えたら私が言っていることが正しいと思うのです。要するに、50年使えるものの20年分の家賃が何で50年分の整備費より高いのか、しかも、民間のほうが坪単価が安いのです。それは納得できるようにちゃんと説明してもらいたいと思います。聞いたけれども、よくわからなかったです。

○推進課長 もしかしたら設定当時の条件として持続性に問題があったかもしれません。

○石井委員長 普通の商取引として起こらないことが起こっているという説明ですから、違ったやり方をされた可能性があると思うのです。どう考えても起こらないと思います。20年間で50年分以上のリスク負担料を払うとか何かあるのだと思うのですけれども、払い過ぎではないですか。

○推進課長 直接の建設に比べて、20年間の借上の収支が見合わないというのは、そういうことかもしれません。

○石井委員長 20年を30年にして、30年で費用負担のもとのイニシャルの7割

とか満たしてあげたら、普通の人だったら別にこれでもうかりますよね。すごく悪い言い方をすると、やりたくないとしか思えないような制度スキームだと思うのです。やりたくない雰囲気は、前の市有建築物のときの議論でもすごくありました。その気持ちはわかるけれども、やはり時代を認識してもらったら、そうではないと思うのです。

だから、一挙に自分でつくるか、家賃補助制度みたいなことを本当に考えるかどうかわかりませんが、極端で、民間の借り上げ公営住宅があったって本来はおかしくないのです。

あのときは時間切れで、説明がちゃんと聞けなかった記憶があるのです。僕は、今のような話は理解できないわけです。経済合理性に反するので、やはりおかしいと思うのです。
○蟹江副委員長 契約内容に問題があるのですか。

○石井委員長 そうとしか言えないと思うのです。大変失礼な言い方だけれども、明らかに経済合理性に反していますよね。その後のリスク分を見てあげたとしても、50年以上を超えるという話があり得ないと思うのですけれども、それだったらつくった人がまるもうけです。

○推進課長 借り上げ市営住宅については、損益的な問題と、もう一つ、当初の目的としていたのが都心部に市営住宅の建設を進めるのが難しいということがあって、民間の力をかりて都心部に市営住宅を設置したいというのがあったようですが、それが思うように進まなかったのです。

○石井委員長 もしかしたら、土地代を入れているのかもしれませんが。市有地は自分のところだから、それは建築費に入っていない。でも、それはフィクションの話ですから、同等の土地代なら誰がやってもかかるのです。

○吉田委員 ただ、やめてしまうというのは結構乱暴だなと思うのが、なぜ都心部でなければいけないのか。例えば、南区で健康なまちづくりを進める、地域で暮らそうということを推進している一方で、なぜ都心部に市営住宅がなければいけないという前提から始まるかということから議論し直してもいいぐらいですね。そういうことを考えると、短絡的なものでやめるというよりは、それをどうやったらできるのかという議論にしていかないと、いつまでたってもうまくいかないのではないかと思います。

全部に通じることですけれども、人を来させるPRとか参加させるPRはよく議論にのぼるのですけれども、私はこれからはそっちよりももっと市民を説得するPRがすごく必要かなと思います。これから、ますます人口が減って、1人の負担がふえていく、それは当たり前のことです。受益者負担、市は私たちの税金ということをみんなわかっていることだから、さっきの下水道の料金の話もありましたけれども、なぜそうならなければいけないのか、なぜそうしなければいけないのかを伝えていかなければなりません。そのために、きょうの話だと説得材料が足りないというか、分析がされていなくて、説得できないみたいところが全部の問題になっているような気がするのです。その辺全てにおいてなのでしょうけれども、市民を説得できる分析とビジョンが用意されるべきかなと思います。

た。

○石井委員長 対象事業を選定するときにアンバランスというか、一番最後の事業は、結局、教育施設と住宅を除いた計画だということで、そっちが市有建築物及び民間施設等の管理に関する基本方針というのが本家本元であるという話でした。この話も対象に入れないとさすがに全体のことをどうかしろというときに問題が生じるのか、別に施策に入れないけれども、話を聞いておいて、そのことも詰めて論点をいうか、どちらかの対処を考えたほうがいいという気がしたのです。

私は、すっかり市有建築物の総合的な保全の中に全体を入れて施策が推進されているとばかり思っていたので、違うとお話しいただいたから、そこだけ何らかの形で少しフォローして、そこに対する意識を委員で共有して何か論点を整理して意見を言う形が必要かなと思っています。

○石川委員 確認ですけれども、市営住宅の補助というのは、国交省から出るという意味ですか。

○石井委員長 そうです。

○石川委員 僕も、ずっと聞いていて、特に市営住宅というのは余り身近ではないから、どういう人がどういうふうにご利用するかがいま一つ把握しないまま今日に至っているのです。結局、社会保障としての位置づけなのか。今の議論を聞いていてずっと思ったのは、社会保障としてのものだという割り切りが足りないのだろーうと思います。だから、数を残しておくという話になるのだけれども、住めない人は住ませる、住宅がない人のセーフティネットとしてあると。そこまで極端ではなくても、収入がない人も住める場所を提供するというラインが一つあれば、多い、少ないの話は比較的簡単に決まると思うのです。ここまでは保証しよう、ここまでは民間があるから民間で暮らす。市営住宅というのは、これだけ札幌市に住んでいながらいま一つわからないのですが、社会保障を維持するためのものなのか。

○石井委員長 もともとは、そっちのウエートが高かったのですが、住宅政策が変わってきたのです。もともとの住宅政策は、むしろ社会保障整備の一環で、公営住宅建設ということがずっとうたわれていたのです。さすがにそういう時代ではないということで、住宅政策自体が量の問題ではなくて質の問題に転換して、公営住宅も量の確保という議論ではなくなったというのが政策の転換だと思います。

多分、札幌市もどこの自治体でもそうですけれども、一番矛盾を感じるのは、生活保護者と公営住宅です。公営住宅に入っている生活保護の方も一定割合いますけれども、みんなが入っているわけではないです。表面的には、住居補助として公営住宅がずっとつくのですけれども、住居水準はずっと高いので、生活保護者の中でもある種不均等があったりします。別に生活保護者が優先的に公営住宅に入れるとは、必ずしもなっていないと思うのです。どういうふうに公営住宅という政策を位置づけるかというのは非常によくわからない、微妙な部分があると思うのです。

うろ覚えですが、札幌も比較的生活保護の方が公営住宅に入っている率が高かったように思います。

○石川委員 そうなれば、極端な話、いい、悪いは別として駅に近いことにこだわる必要があるのかとか、本来であればそういう話になるはずです。

○石井委員長 新規募集は、世帯の方が応募されるケースが多いと思います。公営住宅というのは、たしか基本的には世帯というか、高齢者以外は単身で入居できなかったはずで。要するに、若者の貧乏な方は、公営住宅の政策の恩恵をほとんど受けられないのです。そういう問題も原則的にはあったはずですから不思議な政策です。最近の流れを放置しないでほしいと思います。

でも、公営住宅一つでもすごく大きな政策ですから、頭の整理をいろいろな視点で慎重に議論しなければいけないところはあると思います。政策自体の実態にどこまで踏み込むか、むしろ全体で言うと公共施設の維持更新みたいな差し迫った課題に対して、いわば適切に施策推進がされているかどうかで切るのか。多分、後者は別で、それぞれの政策がどうこうという話にすごく頑張って踏み込むというのは、我々の任務としては越えられないところがあるかもしれません。そこは、議論としては交通整理をしながら、よく考えて議論を進めたほうがいいだろうとは思っています。

事務局から何かございませんか。

○改革推進室長 今、論じていただいたことを、我々で少しポイントを復習、整理させていただいて、1月の報告書に向けたあらあらのものを思い描いていきたいということでしょうか。

○石井委員長 まだ生煮えの議論という感じで、言い過ぎたこともあると思います。

問題認識は過激という大変ですけども、むしろ強目に議論したほうがいいかなというところで、少し踏み込んで申し上げました。ちゃんと一個一個議論をしたいと思います。

それでは、以上で意見交換を終わりにさせていただきます。

続きまして、議事（3）の市民ワークショップについてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○推進担当係長 それでは、市民参加ワークショップについてご説明させていただきます。

本日、ワークショップの運営業者である株式会社ノーザンクロスの島崎さんにお越しいただいております。

○株式会社ノーザンクロス 昨年度に引き続き、こちらの市民参加ワークショップを担当させていただくことになりました。

ことしも、よろしくお願いいたします。

○推進担当係長 それでは、まず初めに、ワークショップに参加する市民の募集についてご報告いたします。

7月21日に無作為抽出で選んだ市民3,000名にワークショップの案内文を送付して、参加者を募っているところでございます。

また、前回、石川委員よりご指摘いただきました若い世代の参加につきましては、現在、札幌市立大学、介護関連の学部を持つ専門学校を通じて参加を呼びかけているところでございます。ただ、夏休みの時期ということもありまして、まだ現在では学生の確保には至っておりません。こちらについては、引き続き、決まり次第、ご報告させていただきます。

続きまして、資料についてご説明いたします。

今回のテーマ「地域で支える介護」について、資料を現在作成中でございます。お示したのは、資料の前段部分のみになります。

資料の左上は、テーマの選定理由、その下が市民参加ワークショップの位置づけになります。

右上に、ワークショップで検討いただくこととして、「自分でできる日頃からの備え」と「となり近所の支え合い」としております。

次に、現在作成中のメーンの資料のイメージについてご説明いたします。

まずは、札幌市の高齢者の現状ということで、単身高齢者、高齢者夫婦の世帯が増加傾向にあって、また、要支援、要介護の方がどんどんふえていくという将来の見通しについて、グラフなどを用いた説明になろうかと思えます。

こうした中で、買い物などの生活支援を頼む相手がいない、困ったときに相談できる相手がいない、そういう周囲とのつながりが弱い高齢者をいかに地域全体で支えていくべきかといった課題があるということの説明になります。つまり、公助だけではなく市民の自助、互助が必要になってくることになります。

その上で、札幌市の取り組みとして、二つご紹介させていただきます。

一つは、先ほどのヒアリングの生活支援整備事業にも関係してくるのですけれども、生活支援コーディネーターの活動です。地域に入り込んで、さまざまな機関と連携を図り、高齢者を地域で支え合う体制づくりのコーディネートを行っております。

もう一つが、認知症支援ボランティアの活動です。市民の方がボランティアとして認知症の方、それから、その家族を支援するために、カフェで話し相手になってあげたり、イベントを開催したりしております。

札幌市では、こうした住民主体の活動をふやすことで、高齢者が住みなれた地域で可能な限り自立して暮らし続けていけるような体制づくりを進めております。

ワークショップの中では、地域の支え合いの活動としてどのようなことができるのか、そして、それを推進するために行政がどのような支援を行うべきかということについて話し合っていただくこととしております。

今、私どもが準備している資料については以上になります。

○改革推進室長 私からも補足させていただきます。

市民ワークショップへ若者をできるだけ参加させるようにということで、昨年も石川委員からお話があって、なかなか取り組んでいなかったのは反省点ということで、さらに前回の委員会でお話がありましたので、早速投げかけたところですが、今、事務局から申し

上げたように夏休み中ということもあって、市立大学に協力していただいているのですが、なかなか簡単ではないという状況です。

ただ、来年も再来年も行政評価のスケジュールが変わらないのであれば、いつも夏休みではないかということですので、今回は投げかけが遅かったですから、来年については、もっと早く市立大学に声をかけて、夏休み期間中であろうとも、ある程度の人数は協力いただけるかと思っております。

そういうことで、石川委員から2年連続で要望があったことですが、ご理解ください。引き続き努力いたします。

それから、ワークショップの資料については、本当はこの場で全編ご紹介できればよかったのですが、去年、吉田委員からご指摘があったと思いますけれども、最初に提示した公園のワークショップの資料が複雑で細か過ぎる、なるべくわかりやすいもの、市民の皆さんに論じていただきやすいものということで、つくり変えたところございました。そういったことも反省材料としながら、時間がない中ではありますが、少しでも市民の方々に入ってもらいやすいような資料づくりを、我々も原局と一緒に悩みながら進めているところでございます。

これについても、ことしの第1回目と前回の第2回目の委員会の中で、石井委員長から、市民ワークショップを考えるのであれば、今、私たちが絞った保健福祉の介護のテーマであるけれども、さらにもう少しわかりやすいテーマに絞って市民の方に論じてもらいやすいようにしたほうがいいとありましたので、その趣旨を踏まえて資料づくりも工夫させていただいているところです。

○石井委員長 まさにコミュニティーというか、意味のあるテーマを少し絞り込んでいただいたように思いますので、こんな流れで進めていただいているのではないかと思います。

○改革推進室長 資料については、ワークショップ当日までお集まりいただく場がないので、早目に何らかの形でお送りさせていただきます。

○石井委員長 参加については、2回目は出られると申し上げていたのですが、道のシンポジウムに出ることになりまして、どれぐらいかぶっているのか、まだよくわからないのですけれども、それに当たっていない時間にはいるようにしたいと思います。

恐縮ですが、委員の皆様もできる限りご出席いただければと思います。自分がろくに出られないのに大変申しわけないですけれども、ひとつよろしく願い申し上げます。

その他ということになりますが、委員の皆さんから何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石井委員長 事務局からはいかがでしょうか。

○推進担当係長 特にございません。

3. 閉 会

○石井委員長 それでは、きょうのヒアリングは、予定の時間を30分前倒しできました。

皆様のご協力のたまものだと思います。

どうもありがとうございました。

以 上